

※九五三ページの「三十五 国民健康保険組合規約例」(第一条〜第二十条)は、平成二〇年三月三十一日保発第〇三三一〇一〇号の改正が漏れているため、以下に差し替えてご利用ください。

(傍線を引いたところが改正漏れです。)

三十五 国民健康保険組合規約例

〇〇国民健康保険組合規約例

第一章 総 則

(目的)

第一条 この組合は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名称)

第二条 この組合は、〇〇国民健康保険組合と称する。

(事務所の所在地)

第三条 組合は、主たる事務所を〇〇都道府県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(地区)

第四条 組合は、〇〇市、〇〇町及び〇〇村(〇〇県の区域内の市町村)の区域をその地区とする。

(公告の方法)

第五条 組合の公告は、機関紙又は組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、〇〇新聞に掲載して行う。

第二章 組合員

(組合員の範囲)

第六条 組合員は、〇〇の事業(業務)に従事する者(〇〇者)で第四条の地区内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者は、組合員としない。

(加入の申込)

第七条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第一項第八号又は同条第二項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項を記載した書面をもつて、その旨を組合に申し込まなければならない。

2 前項の加入の申込をした者は、理事が加入の申込を受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第一項の申込をした日から三十日以内に行わなければならない。

(変更の届出)

第七条の二 第七条第一項に掲げる事項に変更があつたときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもつて、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療の被保険者である組合員の届出)

第七条の三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者となつた組

合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならぬ。

2 前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第五十条第二号に該当しなくなつた場合には、その旨を組合に届け出なければならぬ。

(脱退)

第八条 組合員は、組合を脱退するには、一箇月以上の予告期間を設け（あらかじめ通知し）なければならぬ。

(除名)

第九条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によつて、除名することができる。

一 正当な理由がないのに保険料の納付期日後六箇月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。

二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込にあつて虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第三章 保険給付

(一部負担金)

第十条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

一 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 十分の三（十分の〇）

二 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 十分の二（十分の〇）

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる

場合を除く。） 十分の二（十分の〇）

四 法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合 十分の三（十分の〇）

(出産育児一時金)

第十一条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として三十五万円（〇円）を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第二項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(第 条 削除)

(葬祭費)

第十二条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として〇円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭の給付)

第 条 組合は、被保険者の死亡に関しては、次の各号に掲げる葬祭の給付を行う。

一 葬祭具の支給

二 火葬（埋葬）

3 組合は、被保険者等の療養のための費用に係る資金の貸付けのため必要な事業を行う。

(死亡見舞金)

第 条 組合は、組合員が死亡したときは当該組合員の世帯に属する被保険者である遺族に対し、組合員の世帯に属する被保険者が死亡したときは当該組合員に対し、それぞれ死亡見舞金として〇円を支給する。

2 前項に掲げる遺族の範囲は、組合員の死亡の当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- 二 子、父母、孫及び祖父母

3 第一項に掲げる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とする。

4 死亡見舞金を受ける権利を有する者が二人以上ある場合の死亡見舞金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

第十六条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第十七条 被保険者等でない者に第十五条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第五章 保険料

(保険料の賦課額)

第十八条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

一 国民健康保険事業に要する費用 (高齢者医療確保法の規定による後

期高齢者支援金及び病床転換支援金 (以下「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法の規定による納付金 (以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに第四号に規定する費用を除く。)に充てるため、組合員 (高齢者医療確保法第五十条に規定する被保険者である組合員 (以下「後期高齢者の組合員」という。)を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額 〇円

二 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員 (後期高齢者の組合員を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額 〇円

三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額 〇円

四 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者の組合員につき算定した後期高齢者賦課額 〇円

第 条 組合員は、保険料として、第一号から第三号までのいずれかの額と第四号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

一 事業主である組合員 (高齢者医療確保法第五十条に規定する被保険者である組合員 (以下「後期高齢者の組合員」という。)を除く。)については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者 (以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イからハまでに掲げる額の合算額とする。

イ 国民健康保険事業に要する費用 (高齢者医療確保法の規定に

よる後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。） ○円

ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） ○円

ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） ○円

二 従業者である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イからハまでに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 ○円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 ○円

ハ 介護納付金賦課額 ○円

三 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として○円とする。

四 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、一人につき、イからハまでに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 ○円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 ○円

ハ 介護納付金賦課額 ○円

（賦課期日）

第十九条 保険料の賦課期日は、毎月一日（四月一日）とする。

（納期）

第二十条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

第一条 保険料の納期は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 十月一日から同月三十一日まで

第四期 一月一日から同月三十一日まで

（保険料の変更）

第一条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割をもつて算定した第一条の額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があつた日（法第六条第一号から第八号ま

での規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があつた場合においては、その消滅し、又は減少があつた日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて算定した第 条の額とする。

附 則 (平二〇・三・三一保発第〇三三一〇一〇号)

この規約は、平成二十年四月一日から施行する。